

IZANAI 使用許諾特約新旧対照表

旧	新
第7条（本クライアントへの本ソフトウェアの機能提供） 1. お申込者は、チャットボットを作成して本クライアントの Web サイトに設置することにより、当該本クライアントに対して本ソフトウェアの機能を提供することができるものとします。 <u>2. お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、1 ライセンスにつき本クライアントを1社指定することができます。</u> <u>3. お申込者が、本クライアントを指定したときは、本ソフトウェアをお申込者自身の Web サイトのために使用できなくなります。</u> <u>4. お申込者が、本クライアントの指定を変更する場合、事前に当社所定の書面により申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。</u> (新設) 5. お申込者は、本クライアントに対して、第2条（法令遵守）、第3条（お申込者による本件個人情報の取り扱い）及び第6条（チャットのシナリオに関する使用許諾）におけるお申込者の義務と同等の義務を課すものとします。	第7条（本クライアントへの本ソフトウェアの機能提供） 1. <u>当社が「マルチコンテンツプロバイダー型」として指定するプランを申し込んだ</u>お申込者は、<u>提供先の社数制限なく、本ソフトウェアにより</u>チャットボットを作成して、本クライアントの Web サイトに設置することにより、当該本クライアントに対して本ソフトウェアの機能を提供すること（以下「機能提供」といいます。）ができるものとします。 <u>2. 当社が「シングルコンテンツプロバイダー型」として指定するプランを申し込んだお申込者には、次の各号の規定が適用されます。</u> <u>(1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、1 ライセンスにつき本クライアントを1社指定することができます。</u> <u>(2) お申込者は、前号にもとづき指定した本クライアントに限り、本ソフトウェアの機能提供をすることができるものとします。</u> <u>(3) お申込者は、本ソフトウェアをお申込者自身の Web サイトのために使用できないものとします。</u> <u>(4) お申込者が、本クライアントの指定を変更する場合、事前に当社所定の書面により申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。</u> (削除) (削除) <u>3. 当社が「自社使用専用型」として指定するプランを申し込んだお申込者は、第三者に対して本ソフトウェアの機能提供を行うことができないものとします。</u> <u>4. マルチコンテンツプロバイダー型又はシングルコンテンツプロバイダー型のプランを申し込んだ</u>お申込者は、本クライアントに対して、第2条（法令遵守）、第3条（お申込者による本件個人情報の取り扱い）及び第5条（チャットのシナリオに関する使用許諾）におけるお申込者の義務と同等の義務を課すものとします。
第10条（IZANAI Free） (中略)	第10条（IZANAI Free） (中略)

旧	新
2. お申込者は、IZANAI Free を使用して、本クライアント等の第三者に対して、第7条（本クライアントへの本ソフトウェアの機能提供）に規定される本ソフトウェアの機能提供を行うことができません。	2. お申込者は、IZANAI Free を使用して、本クライアント等の第三者に対して本ソフトウェアの機能提供を行うことができません。
2021 年 5 月 21 日制定 2021 年 7 月 1 日改訂 2023 年 5 月 22 日改訂 2023 年 5 月 23 日改訂	2021 年 5 月 21 日制定 2021 年 7 月 1 日改訂 2023 年 5 月 22 日改訂 2023 年 5 月 23 日改訂 2023 年 8 月 19 日改訂